

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室） 御中

← 厚生労働省 老健局 介護保険計画課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

東日本大震災により被災した被保険者の保険料の減免措置に対する財政支援の基準等について

計 1 3 枚（本紙を除く）

Vol.287

平成24年5月14日

厚生労働省老健局介護保険計画課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線2164、2260)
FAX：03-3503-2167

事 務 連 絡
平成24年5月14日

各都道府県介護保険主管部（局）御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

東日本大震災により被災した被保険者の保険料の減免措置に対する
財政支援の基準等について

東日本大震災により被災した被保険者の保険料の減免措置の取扱い等については、「東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担等の減免措置に対する財政支援の延長等について」（平成24年2月9日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）及び「東日本大震災に係る避難指示区域等の見直しに伴う取扱いについて」（平成24年4月23日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）により、財政支援の期間の延長等についてお示ししているところですが、平成24年度の財政支援の対象となる算定基準（平成24年度介護保険災害臨時特例補助金で対応する東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い設定された警戒区域等の被保険者を除く。）について、下記のとおり取り扱うこととする予定ですので、管内市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）等に周知を図るようよろしくお願い致します。

なお、関係通知は追って発出いたします。

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い設定された警戒区域等の被保険者に係る保険料の減免措置に対する財政支援については、別添の「平成24年度介護保険災害臨時特例補助金の国庫補助について（案）」及び「平成24年度介護保険災害臨時特例補助金の取扱いについて（案）」を参照して下さい。

記

1 財政支援の対象となる第一号被保険者

財政支援の対象となる第一号被保険者は、「平成23年度介護保険災害臨時特例補助金における第一号保険料の減免措置に係る国庫補助額の算定基準について」（平成23年6月30日付け老介発0630第1号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知。以下「算定基準通知」という。）において、平成23年度介護保険災害臨時特例補助金の交付対象となった第一号被保険者に加え、以下の（1）又は（2）に該当するものとする。

- （1）平成24年度に新たに第一号被保険者となった者であって、算定基準通知1（1）又は（2）に該当するもの

- (2) 東日本大震災による被害を受けたことにより、第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入及び給与収入（以下「事業収入等」という。）の平成24年中における減少額（保険金、損害賠償等により補てんされるべき金額を控除した額）が、平成22年中における当該事業収入等の額の合計額の10分の3以上である者（第一号被保険者の合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。）のうち、事業収入等に係る所得以外の所得の合計額が400万円を超える者を除く。）

2 財政支援の対象とする第一号保険料

財政支援の対象とする第一号保険料は、平成24年度相当分であって4月分から9月分までの月割算定額に相当する保険料額に係る減免額とする。ただし、算定基準通知1(1)ウに該当する者については、平成24年9月30日までの間において、その行方が明らかとなった日の属する月の前月までの月割算定額に相当する第一号保険料とする。

また、平成23年度介護保険災害臨時特例補助金による財政支援の対象となっていない平成22年度相当分及び平成23年度相当分の保険料の減免額のうち、算定基準通知に該当するものについても、財政支援の対象とする。（東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い設定された警戒区域等の被保険者の分も同様の取扱いとする。）

3 財政支援の対象とする割合

財政支援の対象とする割合は、算定基準通知3において示した割合と同じとする。（上記1(1)に該当する被保険者については、算定基準通知において該当するそれぞれの割合に同じ。上記1(2)に該当する被保険者については、算定基準通知3(4)の割合に同じ。）

4 その他

利用者負担額の免除措置に対する財政支援についても、平成23年度介護保険災害臨時特例補助金による財政支援の対象となっていない平成22年度相当分及び平成23年度相当分の利用者負担額の免除額であって、「平成23年度介護保険災害臨時特例補助金の国庫補助について（平成23年6月30日付け厚生労働省発老0630第3号厚生労働事務次官通知）」の別紙「平成23年度介護保険災害臨時特例補助金交付要綱」の3(3)に該当するものについては、財政支援の対象とする。（東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い設定された警戒区域等の被保険者の分も同様の取扱いとする。）

(案)

厚生労働省発老 第 号
平成 24 年 月 日

各都道府県知事 殿

厚生労働事務次官

平成 24 年度介護保険災害臨時特例補助金の国庫補助について

標記に係る国庫補助金の交付については、別紙「平成 24 年度介護保険災害臨時特例補助金交付要綱」により行うこととされ、平成 24 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。

なお、貴管内市町村等に対する周知につき、御配意願いたい。

平成24年度介護保険災害臨時特例補助金交付要綱

(通則)

- 1 平成24年度介護保険災害臨時特例補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}令第6号_{労働省}）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、東日本大震災により被災した介護保険の被保険者のうち、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づき設定された警戒区域内に住所を有する等の被保険者（以下「対象介護保険被保険者」という。）について、保険者である市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）が行う利用者負担額を軽減するための支援事業及び第一号保険料の減免の措置に対して補助することにより、介護保険事業運営の安定化を図ることを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、次の事業及び措置（5及び11において「事業」という。）を交付の対象とする。

(1) 利用者負担額軽減のための支援事業

対象介護保険被保険者について、「平成24年度介護保険災害臨時特例補助金の取扱いについて」（平成24年 月 日老発 第 号厚生労働省老健局長通知。以下「取扱要領」という。）に定めるところにより市町村が行う利用者負担額軽減のための支援事業

(2) 第一号保険料の減免の措置

対象介護保険被保険者について、介護保険法（平成9年法律第123号）

第142条の規定に基づき取扱要領に定めるところによって市町村が行う第一号保険料の減免の措置

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、区分ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 3の(1)の利用者負担額軽減のための支援事業

取扱要領に定めるところにより市町村が行う利用者負担額軽減のための支援事業に要した経費の総額

(2) 3の(2)の第一号保険料の減免の措置

減免した第一号保険料の総額

(交付の条件)

5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業に要する経費は区分ごとに経理し、経費の配分の変更をしてはならない。

(2) 事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。

(5) 事業の遂行及び支出状況について厚生労働大臣の要求があったときは、速やかにその状況を報告しなければならない。

(6) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(申請手続)

6 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 市町村の長は、別紙様式第2の申請書に關係資料を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

(2) 都道府県知事は、(1)による申請書を受理したときは、これを審査し、取りまとめの上、別紙様式第3により関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

7 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付等の申請を行う場合には、6に定める申請手続に従い、別紙様式第4により関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(交付決定までの標準的期間)

8 厚生労働大臣は、交付申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(補助金の概算払)

9 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において、概算払をすることができる。

(交付決定の通知)

10 都道府県知事は、この補助金について厚生労働大臣の交付の決定(決定の変更を含む。)があったときは、市町村の長に対して、別紙様式第5又は別紙様式第6により速やかに交付決定の通知を行うものとする。

(実績報告)

11 この補助金の事業の実績報告は、次により行うものとする。

(1) 市町村の長は、平成24年度の事業が完了したとき又は5の(3)により事業の中止若しくは廃止の承認を受けたときは、別紙様式第7により関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

(2) 都道府県知事は、(1)による報告書を受理したときは、これを審査し、取りまとめの上、別紙様式第3により関係書類を添えて、平成25年6月29日(5の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(補助金の額の確定の通知)

12 都道府県知事は、この補助金について厚生労働大臣の交付額の確定があった

ときは、市町村の長に対して、別紙様式第8により速やかに確定の通知を行うものとする。

(補助金の返還)

- 13 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 14 特別の事情により4、6、7又は11に定める算定方法又は手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

= 様 式 省 略 =

(案)

老 発 第 号
平成 2 4 年 月 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長

平成 2 4 年度介護保険災害臨時特例補助金の取扱いについて

平成 2 4 年度介護保険災害臨時特例補助金については、今般「平成 2 4 年度介護保険災害臨時特例補助金の国庫補助について」（平成 2 4 年 月 日付け厚生労働省発老 第 号厚生労働事務次官通知。以下「次官通知」という。）が示されたところであるが、その具体的な取扱いについては、次官通知の別紙「平成 2 4 年度介護保険災害臨時特例補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）によるほか、別紙「平成 2 4 年度介護保険災害臨時特例補助金取扱要領」により行うこととしたので通知する。

都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）に対する周知につき、特段の御配慮をお願いする。

平成24年度介護保険災害臨時特例補助金取扱要領

1 基本方針

平成24年度介護保険災害臨時特例補助金は、東日本大震災により被災した介護保険の被保険者のうち、東京電力福島第一原子力発電所の事故（以下「原発事故」という。）に伴い原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第2項において読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づき設定された警戒区域（以下「警戒区域」という。）内に住所を有する等の被保険者について、保険者である市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。2の(1)のオを除き、以下同じ。）が行う利用者負担額を軽減するための支援事業及び第一号保険料の減免の措置に関し、市町村の介護保険事業の円滑な運営を確保するとともに、介護保険財政の安定化に資することを目的として、事業等に必要な経費に対して助成を行うものとする。

2 交付事業に関する事項

(1) 交付対象者の選定

東日本大震災により被災した介護保険の被保険者であって、次のいずれかに該当するもの（以下「対象介護保険被保険者」という。）について、交付要綱の3の(1)及び(2)に掲げる事業等を実施した市町村を交付対象者とする。

- ア 警戒区域（警戒区域に設定されていた区域を含む。）内に住所を有しているもの
- イ 原発事故に伴い原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定に基づき設定された計画的避難区域（計画的避難区域に設定されていた区域を含む。）内に住所を有しているもの
- ウ 原発事故に伴い原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定に基づき設定されていた緊急時避難準備区域内に住所を有しているもの
- エ 原発事故に伴い特定避難勧奨地点（事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定される特定の地点をいう。以下同じ。）の住居に居住していたため、避難を行っているもの
- オ アからエまでのいずれかに該当していた者であって、一時的な避難のため、他の市町村（特別区を含む。）に転入したもの

- カ 新たに結婚その他これに準ずる理由により、アからオまでのいずれかに該当する者のいる世帯に属することとなったもの
- キ アからカまでに規定する者に準ずるものとして厚生労働大臣が認めるもの

(2) 交付対象事業

交付要綱の3に規定する交付の対象は、次によるものとする。

- ア 交付要綱の3の(1)に規定する利用者負担額軽減のための支援事業
対象介護保険被保険者について、市町村が行う別記の「利用者負担額軽減支援事業」
- イ 交付要綱の3の(2)に規定する第一号保険料の減免の措置
対象介護保険被保険者について、介護保険法(平成9年法律第123号)第142条の規定に基づき市町村が行う第一号保険料の減免(平成24年度分の第一号保険料として徴収するものを減免する場合に限る。)

(3) 交付額の算定方法

交付要綱の4に規定する交付額の算定方法は、次によるものとする。

- ア 利用者負担額軽減のための支援事業
交付要綱の4の(1)の「別に定めるところにより市町村が行う利用者負担額軽減のための支援事業に要した経費の総額」は、市町村が行う別記の「利用者負担額軽減支援事業」に要した経費の総額とする。
- イ 第一号保険料の減免の措置
交付要綱の4の(2)の「減免した第一号保険料の総額」は、各対象介護保険被保険者の第一号保険料(平成24年度分の第一号保険料として徴収するものに限る。)について、市町村が実際に減免した額の合計額とする。

別 記

利用者負担額軽減支援事業

1 目的

警戒区域等に住所を有する介護保険の被保険者は、警戒区域への立入りが禁止されるなど、依然として居住していた住家での生活ができず、住家の全壊と同等の被災状態が継続している状況にある。

本事業は、このような対象介護保険被保険者の置かれている状況にかんがみ、平成23年度に引き続き平成24年度も、市町村が、対象介護保険被保険者が介護サービスを利用した際の利用者負担額を免除することで、対象介護保険被保険者の経済的負担を軽減することを目的とする。

2 実施主体

市町村

3 事業内容

本事業は、対象介護保険被保険者が介護サービスを利用した際の利用者負担額について、当該対象介護保険被保険者の属する保険者たる市町村が、介護サービスを利用した対象介護保険被保険者に代わって、当該利用者負担額相当額の全部を負担する。

4 事業実施期間

本事業の対象となる利用者負担額は、平成24年4月から平成25年3月までの間に審査の対象となる介護サービスに係る利用者負担額とする。

なお、平成24年4月以降に新たに特定避難勧奨地点が設定された場合、当該特定避難勧奨地点の住居に居住していたため避難を行う者に係る事業実施期間は、別に定めるものとする。

5 実施方法

(1) 事業対象者の認定

本事業を実施する市町村は、対象介護保険被保険者の申請に基づき（平成23年度において、警戒区域に住所を有すること等を理由に当該対象介護保険被保険者の利用者負担額が免除になっていたなど、市町村において、本事業の対象者であることが明らかに判断できる場合は、この限りでない。）、

本事業の対象者であると決定した場合は、任意様式による「利用者負担額軽減支援事業対象者認定票」を交付する。

なお、「利用者負担額軽減支援事業対象者認定票」の交付は、「介護保険利用者負担額免除証明書」の交付（既に交付されているものを含む。）をもって代えることができるとともに、福島県広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村を保険者とする対象介護保険被保険者については、「利用者負担額軽減支援事業対象者認定票」及び「介護保険利用者負担額免除証明書」の交付を要しないものとする。

(2) 利用者負担額軽減支援事業対象者認定票の提示

対象介護保険被保険者が介護サービスを受けるに当たっては、「利用者負担額軽減支援事業対象者認定票」又はこれに代わる「介護保険利用者負担額免除証明書」を介護サービス事業者に提示する。

また、福島県広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村を保険者とする対象介護保険被保険者が介護サービスを受けるに当たっては、被保険者証を介護サービス事業者に提示する。

(3) 介護サービス事業者から国民健康保険団体連合会等への請求

対象介護保険被保険者に対して介護サービスを提供した事業者は、介護保険法第50条又は第60条の規定により利用者負担額を免除する場合と同様に、利用者負担額も含めて、厚生労働大臣が定める基準により算定した介護サービスの費用の額の10割を国民健康保険団体連合会等に請求する。

(4) 国民健康保険団体連合会から市町村への請求

国民健康保険団体連合会は、(3)の介護サービス事業者からの請求について審査を行った後、請求額の全額を、対象介護保険被保険者の属する保険者たる市町村に請求する。

(5) 市町村から国民健康保険団体連合会等への支払

市町村は、(4)の国民健康保険団体連合会からの請求のうち、利用者負担額相当額について、本事業から支払を行う。

また、居宅介護福祉用具の購入に要した費用や居宅介護住宅改修に要した費用等についても、同様に、利用者負担額相当額について、本事業から支払を行う。

(6) その他

(1)から(5)までに規定する実施方法に準じる方法により、市町村が対象介護保険被保険者の利用者負担額相当額の全部を負担する場合には、あらかじめ、実施要領等を厚生労働大臣に報告するものとする。

6 留意事項

(1) 高額介護（介護予防）サービス費等との関係

対象介護保険被保険者が介護サービスを受けるに当たっては、高額介護（介護予防）サービス費及び高額医療合算介護（介護予防）サービス費の支給は行わない。

(2) 対象介護保険被保険者の把握

国民健康保険団体連合会からの請求においては、本事業により利用者負担額が免除される被保険者と、介護保険法第50条又は第60条の規定に基づき利用者負担額が免除又は減額される被保険者等の区別ができないことから、両方の被保険者が混在する市町村においては、対象介護保険被保険者のリストを作成するなど、対象介護保険被保険者の把握について、特段の配慮が必要である。